

令和7年5月19日
全国健康保険協会

懲戒処分 of 公表について

全国健康保険協会は、令和7年3月に行った懲戒処分を下記のとおり公表します。

記

被処分者	処分 量定	処 分 年月日	事案の概要
支部職員 1名	減給	令和7年 3月17日	要配慮個人情報である加入者の特定保健指導対象者である旨の情報（1名分）について、当該対象者が勤務する事業所の担当者に漏洩しているにもかかわらず、意図的に上司へ正しい報告をせず、本部への報告も行わなかった。 その結果、事案の発覚が遅れたため、個人情報保護委員会への報告が遅延し、協会の信用失墜に繋がった。

※ 全国健康保険協会では、職務遂行上の行為又はこれに関連する行為に係る懲戒処分及び職務に関連しない行為に係る懲戒処分のうち懲戒解雇、諭旨解雇、降格又は停職である懲戒処分は、公表することとしています。（プライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合等を除く。）なお、軽微な事案については、一定期間ごとに一括して公表することとしています。

以上